

八王子市普通公衆浴場設備改修費に対する補助金交付要綱

平成 14 年 4 月 1 日施行

改正 平成 15 年 4 月 1 日 平成 22 年 4 月 1 日 平成 28 年 4 月 1 日
平成 30 年 4 月 1 日 平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民の保健衛生の確保と公衆浴場の振興に寄与するため公衆浴場設備の改修(更新を含む。以下同じ。)に要する経費の一部について、市が予算の範囲内で交付する補助金につき必要な事項を定めるものとする。

(補助の方法)

第 2 条 補助の方法は、補助金の交付の手續等に関する規則(昭和 35 年八王子市規則第 19 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助の対象)

第 3 条

(1) 補助対象事業者

八王子市内で公衆浴場法による普通公衆浴場の営業許可を受けている公衆浴場を営む者であつて、市が実施する防災事業、健康増進事業等において、当該普通公衆浴場を活用し市に協力する者(以下「補助事業者」という。)とする。

(2) 補助対象事業

補助事業者が実施する、普通公衆浴場に係る施設等の当該年度内の改修事業(以下「補助事業」という。)とする。

(補助金額)

第 4 条 補助金の額は、補助事業に要した経費(国、都及びその他の補助金及び収入金がある場合は、これに相当する金額を控除した後の経費)の 2 分の 1 以内とし、1 浴場につき 300 万円を限度とする。ただし、2 分の 1 の額に 100 円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は補助事業完了後、補助金交付申請書(第 1 号様式)に係る書類を添えて、年度末までに市長に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書(第 2 号様式)により補助事業者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、1 月以内に補助事業実績報告書(第 3 号様式)に事業報告書及び決算又は収支精算書その他必要な書類を添え、市長に報告しなければならない。ただし市長が特に必要と認めたときは報告期限を 1 月間に限って延期することができる。

(補助金の額の確定)

第 8 条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、書類を審査し、事業完了の実態調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に適合するものと認めたときは、補助金確定通知書(第 4 号様式)により補助事業者にその旨を通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助事業者の請求により補助金を支払うものとする。

2 交付の条件は次のとおりとする。

(1) 市長若しくはその委任を受けた者、又は監査委員の監査に応ずること。

(2) 市長が必要があると認めたときは、補助事業に係る帳簿その他の資料を提示し、又はその内容を報告すること。

(3) 補助事業に係る帳簿、領収書その他の資料については5年間保存をすること。

(補助の取消し)

第10条 市長は、次に該当する場合は、補助金の全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) 前各号のほか、この基準及び他の法令に違反したとき。

2 前項により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係わる部分に関し、既に補助金を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された補助金の額を返還すること。

3 補助金の受領後3年以内に経営が困難と認められ転廃業した場合は、「八王子市普通公衆浴場設備改修費に対する補助金交付要綱に規定される補助金返還基準」により補助金を返還すること。

4 その他補助することが不適当と認められる事実があった場合

(補助金の見直し)

第11条 この補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。